

解消法については「手をつなぐ」5月号に特集が組まれていますので、是非ご覧になってください。

会員向け学習会が開催されました

6月の会員向け勉強会は、大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課認定担当課長代理 藤木 貢様をお招きして、「障がい支援区分認定」についてお話しいただきました。

まず、障がい者総合支援法における障がい支援区分については、名称が障がい程度区分から障がい支援区分にかわり、定義もサービスの必要性を明らかにするための当該者の心身の状態を総合的に示すものから、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる支援の度合いを総合的に示すものになりました。

今までの認定は知的・精神についてはコンピューター判定で低く判定される傾向があり、一次判定から二次判定で区分が引き上げられる率が、身体は約20%に対して知的・精神は約40%と2倍の引き上げ率になっていたため、一次判定で適正な判定がされていないことが指摘され、判定内容も要介護認定を基にしているため、身体に比べて知的・精神の障がい特性が反映されていないことも指摘されていました。

障がい支援区分としての改正点のポイントは、①知的、精神、発達障害等を中心に障害特性をより反映できる認定項目が必要である。②「出来たり、出来なかったりする」が一次判定で評価されにくかった。③行動障がいや、精神面に関する認定調査項目が一定判定において活用、許可されていない。④二次判定において一次判定結果を引き上げる割合は各地域において差が生じている。等を基にして、一次判定(コンピューター判定)で正確に判定できるように、新たな支援区分の新判定の方式が構築されました。

具体的な認定調査項目の見直しとしては、以前の106項目が80項目になりました。例えば衣服の脱着等統合された項目が、14項目から7項目へ統合され、知的・精神障がいの特性をより反映するために、新たに健康・栄養管理をはじめ6項目が追加されました。さらに医師の意見書に記載されている麻痺や萎縮に関しては25項目が削除されました。

また、判断の見直しについては①「出来たり、出来なかったりする場合」の判断基準が見直され1回

でも出来なかったらできない状況を基準とする。②認定項目の選択肢の統一をすると共に、見守り等の支援も評価する内容に見直す等です。

これらを踏まえ、新たなコンピューター判定式の構築では、必要とされる支援が一次判定で反映されるように過去2年間のデータを抽出し、もっとも確率の高い二次判定結果区分を一次判定の結果とする仕組み作りをしています。

この結果、知的、精神については二次判定での引き上げ率が40%から15%へ低下し、一次判定で適正な結果が出たということを表しています。

その他、特に重要な部分としては、医師の意見書に関して、①正確に障がいの症状を書いてもらえるよう日頃から医師とのつながりを大切にしておく。②主治医が二人いる場合は、主たる医師一人に意見書をお願いする。③特記事項が重視されるというポイントも大切です。

また、もしも決定された区分が実態と異なっている場合は、申し立てをして再調査をお願いすることも出来ます。以上の内容を参考に「障がい支援区分認定」について正確に把握し、適正な支援が受けられるよう備えたいものです。



大阪市育成会会員日より

《レクリエーション(本人活動支援)について》 ポウリング教室

8月は休会します

《勉強会のお知らせ》

8月は休会します

《8月部会等日程案内》

部会名	日時	会議室
支部連絡会	8月21日(木) 13:00	301